

市老人医療費助成(垣老)・市心身障害者医療費助成

医療費受給者証の更新

市老人医療費助成制度(垣老)と市心身障害者医療費助成制度の受給者証が、新しくなります。7月1日以降に医療機関で受診するときは、必ず新しい受給者証を窓口で見せてください。

各制度の対象者(下表)には、新しい受給者証を6月20日ごろに郵送します。なお、対象者には、受給者証と一緒に更新申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、押印のうえ、同封の返信用封筒で必ず返信してください。窓口での申請は混雑が想定されますので、返信用封筒をご利用ください。

また、現在お持ちの受給者証は、7月以降は使えません。氏名や住所などの個人情報分からないように細断し、ご自身で破棄してください。

詳しくは、窓口サービス課福祉医療・後期医療グループ(☎47-8140)へ。



助成制度名	対象者
市老人医療費助成(垣老)	69歳(昭和22年7月2日~23年4月1日生まれ)の人 ※70~73歳の人には、7月20日ごろ郵送します ※本人、配偶者および扶養義務者に所得制限があります
市心身障害者医療費助成	身体障害者手帳4級、療育手帳B2をお持ちの、市民税非課税の人

市民税・県民税 納税通知書を送付

平成29年度市民税・県民税税額決定納税通知書を、6月7日(予定)に発送します。内容をご確認のうえ、納期限までに納めてください。

今回送付する納税通知書は、普通徴収(自分で納付する)分と公的年金からの特別徴収(年金からの引き落とし)分です。

なお、給与からの特別徴収(給与からの引き落とし)分については、勤務先へ送付しましたので「平成29年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」を勤務先から受け取ってください。

詳しくは、課税課市民税グループ(☎47-8179)へ。



ごみの屋外焼却は禁止されています

家庭で、ごみを屋外焼却することは法律で禁止されています。屋外焼却は、ばい煙や悪臭だけでなく、有害物質であるダイオキシンの発生にもつながり、周囲にも大変迷惑です。各家庭ではごみを燃やさず、分別を徹底し、指定された日に「ごみステーション」に出してください。詳しくは、環境衛生課(☎47-8563)へ。



市役所の 一部解体工事が が始まります

【工事期間】 平成29年6月1日~12月末

新庁舎建設に伴い、6月1日から現本庁舎の一部(北側部分)の解体工事が始まります。工事期間中、来庁者の皆さんにはご不便とご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。詳しくは、庁舎建設推進室(☎47-7439)へ。

駐車場などの変更

- ▷廃止/工事エリア内の駐車場・駐輪場
- ▷新設/①本庁舎西側水門川沿い駐車場 ②旧丸の内公園駐車場

出入り口の変更

- ▷廃止/工事エリア内の北側2か所

国民健康保険料の納付方法 いずれか選択を

年金引き落とし 口座振替

世帯主が国民健康保険に加入していて、世帯内の国民健康保険加入者全員が65~74歳の場合は、10月からの国民健康保険料の納付方法について、「世帯主の年金からの引き落とし」または「口座振替」のいずれかを選択してください。

◆現在、納付書で納付している世帯

6月中旬に案内を郵送します。手続きがない場合、原則「世帯主の年金からの引き落とし」に切り替わります。「口座振替」を希望する人は、手続きが必要です。

◆現在、世帯主の年金からの引き落としの世帯

これまでどおり「世帯主の年金からの引き落とし」による納付となります。

◆現在、口座振替を利用し、保険料の未納がない世帯

これまでどおり「口座振替」による納付となります。

◆保険料の未納がある世帯(口座振替利用者を含む)

自動的に「世帯主の年金からの引き落とし」に切り替わります。

口座振替を希望する場合の手続きは・・・

6月30日までに、窓口サービス課、各地域事務所、各市民サービスセンターで手続きをしてください。

- 【持ち物】①振替口座の預金通帳、②通帳の届け印、③被保険者証、④納付書

《問合せ》 窓口サービス課国民健康保険グループ(☎47-8132)

環境美化にご協力ください!

— マナーを守り まちを美しく —

市は、市民の皆さんのご協力により、清潔で美しいまちづくりを進めています。

ただ、ごみが落ちていたり、雑草が生い茂っていたりする場所も見受けられます。一人ひとりの心がけで日ごろから美しいまちを保ちましょう。



- ▷空き缶・たばこの吸い殻などのポイ捨てはやめ、指定場所に捨てるか、持ち帰りましょう。
- ▷土地の所有者・占有者・管理者は、雑草が生い茂らないよう、定期的に草取り・清掃をしましょう。

犬のフンの 後始末を!

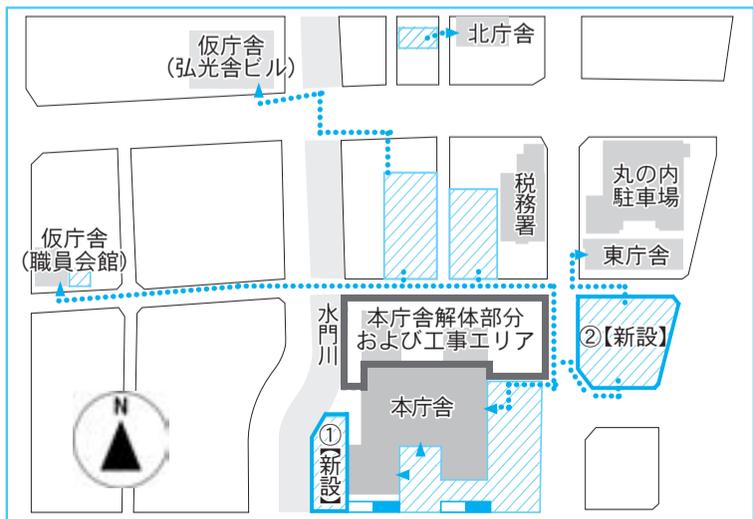


大切な愛犬もマナーを守らずに飼うと、周囲の人に迷惑をかけてしまうことになります。

お互いが快適に暮らし、まちの景観を保つためにも、マナーを守りましょう。

▷放置された犬のフンは、誰もが不快に思うものです。犬を散歩させるときには、飼い主が必ずフンを持ち帰りましょう。

《問合せ》 環境衛生課(☎47-8571)



駐車場
 庁舎出入り口
 駐輪場